$\bigcirc$ |薬品、 療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四 十五号) (抄

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等(機械器具、歯科材料、 した記録媒体をいう。以下同じ。)でないもの(医薬部外品及び再生医療等製品を除く。) びにプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。 以下同じ。)及びこれを記録 医療用品、衛生用品
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの 製品を除く。) (医薬部外品 化粧品及び再生
- 一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物(これらの使用目的のほかに、併せて前この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。 併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用 され
- イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止る物を除く。) であつて機械器具等でないもの
- あせも、ただれ等の防止
- 脱毛の防止、育毛又は除毛
- 三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物(前二号に掲げる物を除く。)のうち、厚生労働大臣が指定するものせて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。)であつて機械器具等でないもの二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物(この使用 (この使用目 的 のほ カン 併

3 \ 8 (略)

- 9 この法律で「再生医療等製品」とは、次に掲げる物(医薬部外品及び化粧品を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。
- イ 人又は動物の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成 次に掲げる医療又は獣医療に使用されることが目的とされている物のうち、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したもの
- 人又は動物の疾病の治療又は予防
- 一人又は動物の疾病の治療に使用されることが目的とされている物のうち、 人又は動物の細胞に導入され、 これらの体内で発現する遺伝子を含有させ

10 \( \)
18

- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号) (抄)
- \* 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第五十四号) (令和四年四月一日 一部施行) による改正

#### (定義)

第二条 (略)

2·3 (略)

4 供給された電気若しくは熱 この法律において「温室効果ガスの排出 (燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。 」とは、 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、 放出し若しくは漏出させ、 又は他人から

## 5~7 (略

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 の排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地二十一条)都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、 (以下「地方公共団体実行計画」という。 地球温暖化対策計画に即して、 )を策定するものとする。 当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、 温室効果ガス

#### 2 17 (略)

○ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄

#### (定義)

独占して行わせることが必要であるもの(以下この条において「公共上の事務等」という。)を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、て、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であっ 国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

## 2~4 (略

〇 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)(抄)

#### (定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、 住民の生活、 地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施され

共団体が設立する法人をいう。 も実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、 ることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、 この法律の定めるところにより地方公 民間の主体にゆだねた場合には必ずし

- 2 (略)
- 有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、 有機農業の推進に関する基本的な方針 (以下「基本方針」という。) を定めるものとする。

2~4 (略)

(推進計画)

第七条 6 ない。 都道府県は、 基本方針に即し、 有機農業の推進に関する施策についての計画 (次項において 「推進計画」 という。)を定めるよう努めなけ ればな

- 2 (略)
- 〇 生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 全及び持続可能な利用に関する基本的な計画 都道府県及び市町村は、 生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内に (以 下 「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。 おける生物の多様性 の保

2~4 (略)

 $\bigcirc$ 都市 計画法 (昭和四十三年法律第百号) (抄)

町村の 都市計画に関する基本的な方針

第十八条の二 市町 村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。 市町村は、 議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針に即し、 当該

2 \ 4

 $\bigcirc$ 情報処理の促進に関する法律 (昭和四十五年法律第九十号) (抄)

第二条 (略)

2 この法律において「プログラム」とは、 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。

4 (略)

3

 $\bigcirc$ 農業改良資金融通法 (昭和三十一年法律第百二号) (抄)

第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置 資金をいう。 営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。 (農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経 以下同じ。 )を実施するのに必要な次に掲げる

- 施設の改良、 造成又は取得に必要な資金
- 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 家畜の購入又は育成に必要な資金

四三二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、 経営管理の合理化、 農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が

指定するもの

(貸付金の利率、償還期限等)

第四条 前条第一項第一号の貸付けは、 無利子とし、 その償還期限 (据置期間を含む。 第八条第一項において同じ。 は十年 (地勢等の地理的条件が悪く

金」という。)にあつては、 農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金 十二年)以内、据置期間は三年(特定地域資金にあつては、 五年)以内で公庫が定める。 (以下この条において 特 定 地 域資

(貸付けの申込み)

第五条 ばならない。 第三条第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、 申込書に次条第一項の認定に係る農業改良措置に関する計画を添えて、 公庫に提出し なけれ

(貸付資格の認定)

第六条 添え、都道府県知事に提出して、 第三条第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、 当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。 農林水産省令で定めるところにより、 農業改良措置に関する計画を作成し、

2 (略

第七条 施することが必要であると認められる場合に限り、 る農業改良資金をもつて農業改良措置を実施することによりその経営を改善する見込みがあり、 都道府県知事は、 前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者) 同項の認定をするものとする。 かつ、 申請に係る地域においては当該農業改良措置を実の合には、その団体を構成する農業者)が申請に係

(融資機関が行う貸付け)

第八条 (略)

2 第四条から前条までの規定は、 融資機関が行う第三条第一 項第二号の農業改良資金の貸付けに ついて準用する。

林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)(抄)

(定義)

要な次に掲げる資金をいう。 害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の二条(この法律において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置(林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災 方式を導入し、 又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。 以下同じ。 )を実施するのに必

- 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 一造林に必要な資金

- 三 立木の取得に必要な資金
- 兀 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

2 (略)

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、 無利子とし、 その償還期間 (据置期間を含む。)は、 十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 (略

(貸付資格の認定)

第七条 え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、 これを申請書に添

2 (略

第八条 申請に係る林業・木材産業改善資金をもつて林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、 しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合に限り、 都道府県知事は、 前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者) 同項の認定をするものとする。 又は林業労働に係る労働災害の防止若 が

(融資機関が行う貸付け)

第十二条 (略)

2 融資機関について準用する。 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の林業 木材産業改善資金の貸付けについて、 第九条から前条までの規 定は

○ 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)(抄)

\* 施 行)による改正後 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和三年法律第四十四号) (令和四年四月一日 部

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「経営等改善資金」とは、 経営等改善措置 (沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められ

ものをいう。 る近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む )又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことをいう。 以下同じ。)を実施するのに必要な資金で政令で定める

3 · 4 (略)

(貸付金の利率等)

第五条 (略)

2 範囲内で政令で定める期間とする。 貸付金の償還期間 (据置期間を含む。 は、 経営等改善資金、 生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、 十年を超えない

3 (略)

(貸付資格の認定)

する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなけれ第七条(貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措 ればなら 置に関

△ (略)

第八条 態を改善する見込みがあり、 体又はその団体を構成する者。第三項において同じ。)が申請に係る経営等改善資金をもつて経営等改善措置を実施することによりその経営又は操業状八条(都道府県知事は、経営等改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団 認定をするものとする。 かつ、 申請に係る水域におい ては当該経営等改善措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、 同条第一項の

2 · 3 (略)

(融資機関が行う貸付け)

**弗十二条** (略)

2 ついて、 第四条、 前三条の規定は融資機関について準用する。 第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の経営等改善資金、 生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けに

 $\bigcirc$ 家畜 排せつ物 の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成十一年法律第百十二号) (抄)

(基本方針)

第七条 (略)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 処理高度化施設 (送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。 以下同じ。)の整備に関する目 の設

定に関する事項

三・四 (略)

3 • 4

(処理高度化施設整備計画の認定)

第九条 計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画 (以下「処理高度化施設整備計画」という。)を作成し、これを当該処理高度化施設整備 当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 (略)

3

林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、 都道府県知事は、 項の認定の申請があった場合において、その処理高度化施設整備計画が、 その認定をするものとする。 都道府県計画に照らし適切なものであることその他  $\mathcal{O}$ 

(計画の変更等)

**弗十条** (略)

2 きる。 の も の。 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後 以下「認定処理高度化施設整備計画」という。 )に従って処理高度化施設の整備を行って いないと認めるときは、その認定を取り消すことがで

3 (略)

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

行うことができる。

第十 を実施するために必要なもの 定を受けた者に対し、 -条 ;た者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定処理高度化施設整備計画に従って処理高度化施設の整備株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条に規定する業務のほか、第九条第一項の認 (他の金融機関が融通することを困難とするものであって、 資本市場からの調達が困難なものに限る。 )の貸付けの業務を

- 項に規定する資金の貸付け 0 利率、 還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、 株式会社日本政策金融公庫 が定め
- 3 2 四号中 項第 のは 三号及び別表第二第九号の規定の適用については、 この法律、 化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」という。)第十一条第一項に規定する業務」と、 金の貸付けの業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」とする。 九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、 十二条第一 「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、 五 「掲げる業務及び家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、 項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十 号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、 「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは 家畜排せつ物法」と、 項、 第三十一条第二項第一号口、 同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは 第四十一条第二号、 同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び家畜排せつ物の管理 「、別表第二第二号に掲げる業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、「同 第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、 同法第三十一条第二項第一号口、 「第十一条及び家畜排せつ物法第十一条第一項」と、 同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「 別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資 同法第五十三条中 同法第十二条第一項中「掲げる業務」とある 第四十一条第二号及び第六十四条第一項第 「同項第五号」とあるのは 一条第一 同法別表第二第 項第六 第七十三条第 号、 の適 正
- $\bigcirc$ 食品等 0) 流 通 の合理 化及び取 引の適正化に関する法律 (平成三年法律第五十九号)

第二条 略

2 (略)

3 高め、若しく この法律において「食品等の流通の合理化」とは、 は 新たな需要を開 . 拓するために行う食品等の 食品等の流通の経費を削減するために行う食品等の流通の効率化その他の措 流 通 における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいう。 置又 は 食品等 . О 価

4 (略)

第四

2 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

食品等の流通の合理化を図る事業 (以 下 「食品等流通合理化事業」という。 を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に 関する事

1 食品等の流通の効率化に関する措置

口 食品等の流通における品質管理及び衛生管理 の高度化に関する措

ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置

食品 等に 係る国内外の需要への対応に関する措

値

ホ イからニまでに掲げるもののほか、 食品等の 流通の合理化のために必要な措

(略)

3 5 略

画の認定

第五 理化事業に関する計画 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、 (以下「食品等流通合理化計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。 農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、その実施しようとする食品等 通合

- 2
- 3 その認定をするものとする。 農林水産大臣は、 第一項の認定の申請があった場合において、 当該 食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは
- 基本方針に照らし適切なものであること。
- 二 当該食品等流通合理化事業が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 当該食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

4 • 5 略

(計画の変更等)

第六条 うとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。 食品等流通合理化計画につき前条第一項の認定を受けた者 (以下「認定事業者」という。) は、 当該認定に係る食品等流 通合理化 計 画を変 更しよ

2 農林水産大臣は、 「認定計画」という。)に従って食品等流通合理化事業を実施していない 認定事業者が前条第一項の認定に係る食品等流通合理化計画 と認めるときは、 めるときは、その認定を取り消すことができる。(前項の規定による変更の認定があったときは、 その変更後の ŧ Ŏ, 以

3 (略)

(資金の貸付け

第七条 めるもの な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定計画に従って食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であって次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全 な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定計画に従って食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。) (他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。)のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができ かつ、

農林漁業者又はその組織する法人(これらの者の出資又は拠出に係る法人を含む。)であって農林水産省令・財務省令で定めるもの中小企業者(公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。) その償還期限が十年を超える資金 これら 0

3

2

Į	٧Ć
)	規
1	定
•	1_

-	]
頁	l
	4

第一項の

匹

十一条第二号、

て 第 は、

次

0)

第三十

一号ロ及び第四二十一条第二項

又は別表第二

第一

一号に掲げる業務

若し

くは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七条第一

十 第

条第二号

同

項第五号

第十二

一条第

項

掲げる業務

六第十

+

条

第

項

第

掲げる業務

五十九号。以下「食品等流」掲げる業務及び食品等の流

通法」という。)第七条第一項に規定する通の合理化及び取引の適正化に関する法律

項に規定する業務

平

成

三年

法

律 第

掲げる業務及び食品等流通法第七条第

項に規定する業務

第四号

第六十四

条 第

項

又は

別 表

第

第

一号に掲げる業務

若

L

Š

は

別

表第

第

二号

に掲げる業務

文は

食品

等流通

法

第七

条

第

項

Ê

規 定

する

業

務

別

表第

一第九号

又は別表第一

第

一号から第十四号ま

で

若しくは別表第一

第

一号

から第十四号までの

下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は

食

 $\mathcal{O}$ 

下欄に掲げる資金の貸付け

の業務

等

流

通

法

第七条第

項に規

定する業務

第七十三条第三号

第

十一

条

同

項

第五

食品

等

流

通法第七

条第

項

に規定する業務並

びに第十一

条第

項

第五

号

第

十一

条

及び

食品

等流

通

法第七条第

項

五第十五

-九条第一項 出十八条及び第

 $\mathcal{O}$ 

法律

十九

第五十三条

同項第五号

食品等

流

通法第七

条第

項

に規定する業務並びに第十一

条 第

一項

第五号

- 11 -

の

法

律

食品等流

通法

食品等流

通法第七条第

一項

に規定する業務並

びに第十一

条 第

一項

第五

号

項に規定する業務

本市場

(第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けにつ

する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間

につ

いての公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、いては、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の

第三十一条第二項

適用につい 第一号

から調達することが困

難な資金

0 補 助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第百七十九号)

#### (定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、 国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

## 補助金

利子補給金

兀 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

### 2 5 7 (略)

財 産 の処分の制限

第二十二条 目 的に反して使用し、 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、 譲渡し、 交換し、貸し付け、 又は担保に供してはならない。 ただし、政令で定める場合は、この限りでない。 補助金等の交付の

## $\bigcirc$ 地法 (昭 和二十七年法律第二百二十九号) 抄

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 一〜十六 (略)のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、 永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的 ただし、 次の各号

2 6 略

# (農地の転用の制限)

第四 を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮

次条第一 項 の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

- れる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場 都 府県等 (都道府県又は指定市町村をいう。 以 下同じ。)が、道路、 農業用用排水施設その 他 0 地 域 興上又は き農業振 興 上 0 必 要 性 が 高
- 三 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の 項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合 定めるところによつて設定され、 又は 移転さ れ た同 法 匹
- た賃借権又は使用貸借による権利に係る農地を当該農用地利用配分計画に定める利用目的に供する場合 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計 画  $\mathcal{O}$ 定 めるところによつて設定され、 又 は 移 転さ
- 六 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進 五. 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第 るところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用 一項の規定による公告があつた所 有権移 計 画 目 こ的に供 以する場合と計画の定
- 七

によつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

- る場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)をいう。)内にある農地を、 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域(同法第二十三条第一項の規定による協議を要す土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合 外のものにする場合
- 九 その他農林水産省令で定める場合

# 2 5

る相当の事由があるときは、この限りでない。 る農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定め 係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定す 十六条第一項の規定による告示 項の許可は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、 (他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同 土地収用 じ。)に

- 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合
- 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。 画法第七条第一 イに掲げる農地以外の農地で、 項の市街化調整区域をいう。 集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区 以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、 以下同じ。)内にある農地 次に掲げる農地を除 域 市
- 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるも
- ①の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの
- 周 及びロに掲げる農地 地を供することにより当該 (同号口⑴に掲げる農地を含む。) 以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、 申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。 申請に係る農地
- 申請者に 申請 に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、 申 -請に係る農地 を農 以 0)

 $\mathcal{O}$ 用 にする行為 に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合 の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由によ り、 申 請に係る農 地 の全てを 住 宅 0 用、 事 業

- 設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認めら れる場 合、 用 用 合 排 水
- 五. おそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合と 申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、 地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼす
- 目的に供されることが確実と認められないとき。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地 以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその 土 が 耕作

#### 7 11

 $\mathcal{O}$ 

して政令で定める場

地又は採草放牧地の転用のための権利移動の 制

五 各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 に こついて第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするた )<br />
にするため、これ らの 次

- 用集積計画の定めるところによつて同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当国又は都道府県等が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合 該 農 用 地 利
- るため当該農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合 農地又は採草放牧地を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配 分計 画に 定め る 利用目 的 に 供す
- 転される場合 移転等促進計画 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有 .に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画 の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利 が設定され、又は
- 五. 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化 計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、 のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転 又は移転される場 等促 合
- 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、 又は使用される場合
- 七 前条第 牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合 項第八号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、 政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届 け 出 て、 地及
- 農林水産省令で定める場合
- 次の各号の ずれかに該当する場合には、 することができない。 ただし、 第一号及び第二号に掲げる場合において、 土地収用法第二十

限りでない 地につき農用 項  $\mathcal{O}$ 地 規 利用 定による告示に係る事業の用に供するため第三条第 (計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、よる告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草 草 この 放牧

- 次に掲げる農地又は 採草放牧地につき第三条第一 項本文に掲げる権 利を取得しようとする場合
- 農用地区域内にある農地又は採草放牧地
- 口 る農地又は採草放牧地を除く。 は 採草放牧地として政令で定めるもの イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、 (市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、 集団的に存在する農 地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農 次に掲げ
- (2) (1)(1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの
- 6 とする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地 前 成することができると認められるとき。 の権利を取得しようとする場合において、 号イ及びロに掲げる農地(同号ロ⑴に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取 申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に (同号口⑴に掲げる採草放牧地を含む。) 以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれ 係る事業の目 L 的を よう
- は を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、 ものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請 採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合 に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧 申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地展地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外の . 請 に係る農 地
- 害を発生させるおそれがあると認められる場合、 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、土砂の流出又 採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 農業用用排水施設の有する機能 に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その 他 は  $\mathcal{O}$ 崩 壊その 周 辺 の 農 他 地又 の災
- 五. な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他 申請に係る農地を農地以外のものにすること又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにすることにより、 の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合 0 の地域に 地域に おける農地又は おける効率的かつ安定的 草 放牧
- 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合
- 0 仮設工: おいてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは 利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、 作物の設置その他の一時的な利用に供するため、 農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合に 養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の 又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合 目 供される いてそ
- を にするため第三条第一 項本文に掲げる権利を取得しようとする場合におい て、 同条第二項 の規定により同 条第 項 0 をするこ

とができない場合に該当すると認められるとき。

3~5 (略

(農作物栽培高度化施設に関する特例

第四十三条 項は、政令で定める。該当するものとみなして、 もので覆う場合における農作物栽培高度化施設の用に供される当該農地については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に四十三条 農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類する この法律の規定を適用する。この場合において、 必要な読替えその他当該農地に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事

2 (略)

○ 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)(抄)

(設置

市町村に農業委員会を置く。 ただし、その区域内に農地のない 市町村には、 農業委員会を置かない。

2~4 (略)

5

いことができる。 地地区の区域内の農地面積を除く。 議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。)の区域内の農地面積 その区域内の農地面積 (都市計画法 )を除く。 (昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域(同法第二十三条第一項の規定による協 )が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、 (生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の生産緑 市町村長は、 当該市町村に農業委員会を置 かな

(略)

(指定

第四十二条 るものを、その申請により、 法人であつて、 及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団、四十二条 農林水産大臣又は都道府県知事(以下「農林水産大臣等」という。)は、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築 次条第一項又は第二項に規定する業務 全国又は都道府県にそれぞれ一を限つて、 (以下「農業委員会ネットワーク業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められ 農業委員会ネットワーク機構として指定することができる。

(業務)

2 \( \)

(略)

る業務を行うものとする。 都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構 (以 下 「都道府県機構」という。) は、 当該都道府県の区域内において、 次に掲げ

及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援を行うこと。 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、 農業委員会の委員 推 進 委員

農地に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援を行うこと。

八七六五四 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援を行うこと。 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援を行うこと。

農業一般に関する調査及び情報の提供を行うこと。

農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うものとされた業務を行うこと。

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

 $\bigcirc$ 闘農及び 肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和二十九年法律第百八十二号) (抄)

集約酪農地域の指定

とができる。 め生乳の濃密生産団地として形成することが必要と認められるものを、 農林水産大臣は、 その区域内の農業の発達を図るため酪農を振興することが相当と認められる一定の区域であつて、生乳の円滑な供給に資するた その区域を管轄する都道府県知事の申請に基き、 集約酪農地域として指定するこ

2 \( \) (略)

(草地の形質変更の届

第九条 集約酪農地域の区域内にある草地につき政令で定める開こん、 造林その他の行為をしようとする者は、 農林水産省令で定める手続に従い、 都道

府県知事に届け出なければならない。

 $\bigcirc$ 

農業振興地域の整備に関する法律

(昭和四十四年法律第五十八号)

町村の定める農業 振 地 域 整備

# 第八条

農業振興地域整備計 画 においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

農用地等として 利用すべき土地の区域 (以 下 「農用地区域」という。) 及びその区域内にある土地の農業上の用途区

### 二~六 略

3 • 4

農業振興地域整備 計 画

# -一 条

2

3 用計画の案に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に市町村にこれを申し出ることができる。 第一項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、 当該 農 用

4 市町村は、

5 できる。 前項の規定による決定に対して不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に対し審査を申し立てること市町村は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

6 律第六十八号) ば 都道府県知事は、 ならない。 第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、 前 項 の規定による審査の申立てがされたときは、 らた場合にあつては、当該不備が補正された日) から六十日以内にこれを裁審査の申立てがされた日(次項において準用する行政不服審査法(平成二 (平成二十六年法 決しなけ

法第十八条第一項本文、第四十三条及び第五十四条第一項本文を除く。)を準用する。 第三項の規定による異議の申出 又は第五項の規定による審査の申立てには、それぞれ、 行 政不服審 查法中 再 調査の請求 又は 審 查請求 に 関 する 規 定 同

なければ、第八条第四項の協議の申出をしてはならない。 第五項の規定による審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第六項の規定による裁決があつたときで市町村は、第三項の規定による異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、かつ、

服を理由とする第八条第四項の同意についての審査請求についても、 第四項若しくは第六項の規定による決定若しくは裁決又はこれらの不作為については、 同様とする。 審査請求をすることができない。 農 用 地 利用 計 画 に 1 ての不

10 二項に規定する各省各庁の長をいう。 国有地を含めて農用地区域を定めようとするときは、その国有地を所管する各省各庁の 次項において同じ。)の承認を受けなければならない。 長 **国** 有財産法 昭 和二十三年法律第 七十三号) 第

11 各省各庁の 用に供することが 長は、 適当であると認めるときは、 前項の承認の申請があつた場合において、 その承認をするものとする その国有地についての長期にわたる利用方針を勘案して、 その 国 有地を農用地等とし ての

## 12

利

### (農業振興地域整備 計 画 の変更)

# 略

- 2 •
- 4 の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第十二条の規定は「第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)の規定は市町村が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、 計画書」と読み替えるものとする。 について、第十二条の規定は同項はな変更を除く。)について、第九 「当該変更後の農業振興地域整備
- $\bigcirc$ 種苗法 (平成十年法律第八十三号) (抄)
- 種苗法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十四号)(令和四年四月一日 部 施行) による改正後

一 品種登録出願(第五条第一項の規定による品種登録の出願をいう。以下同じ。)前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部継人(以下「育成者」という。)は、その品種についての登録(以下「品種登録」という。)を受けることができる。 三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成(人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。)をした者又はその承

品種登録出願(第五条第一項の規定による品種登録の出願をいう。

又は一部によって明確に区別されること。

- (略)
- 2 農林水産大臣は、 公然知られた他の品種との特性の相違の内容及び程度、これらの品種が属する農林水産植物の農林水産大臣は、前項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判断をするに当たっては、 品種登録出願に係る品種 種類及び性質等を総合的に考慮するものとする。 (以 下 「出願品種」という。

3

(略)

第六条 出願者は、 件につき一万四千円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなけ ればならない。

2 \ 4

# 、職務育成品種

第八条 がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体(以下「使用者等」といい、八条(従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員 (以下「使用者等」という。) の業務の範囲に属し、 う。)の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が従業(以下「従業者等」という。)が育成をした品種については、その育成

利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、 録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用者等の職務に属する品種(以下「職務育成品種」という。)である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登 無効とする。

2~5 (略

(育成者権の効力)

第二十条 V 用する権利を専有する。 ては、この限りでない。 育成者権者は、 品種登録を受けている品種 ただし、 その育成者権について専用利用権を設定したときは、 (以下「登録品種」という。) 及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利 専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲につ

2 · 3 (略)

(登録料)

第四十五条 る額の登録料を納付しなければならない。 育成者権者は、 第十九条第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万円を超えない範囲内で農林水産省令で定め

2~8 (略

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

\* 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和三年法律第五十四号) (令和四年四 月一日一 部施行) による改正

**弗二条 (略)** 

②~⑧ (略)

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、 (以下「第一号法定受託事務」という。)

二 (略)

⑩~卯 (略

別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係)

備考 この 表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、 上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

名	₹ Ž
(略)	(略)
地球温暖化対策の推進に関す	この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
法律 (平成十年法律第百	項第三号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用:
七号)	処理することとされている事務(民有林にあつては、森林法第二十五条第
	を達成するための指定に係る保安林において行う行為
	に係るものに限る。)
	二 第二十二条の二第四項第四号及び第十一項第三号(これらの規定を第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第
	県が処理することとされている
	る行為又は同一の事業の目的に
	超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地に
	る行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)
	三 第二十二条の二第四項第七号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。
	)の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務
	四 第二十二条の二第四項第八号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。
	す
	第一項に係るものに限る。)
	五 第二十二条の二第九項第二号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。
	)の規定により都道府県が処理することとされている事務
	六 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。)に
	より指定市町村が処理することとされている事
	の四第二項に
	おいて読み替えて準用する第二十二条の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事
	務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的
	に供するため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に
	規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

 $\bigcirc$ 持 続性 0 高 い農業生産方式の導入の 促進に関する法律 (平成十一年法律第百十号)

業の健全な発展に寄与することを目的とする。 条 この法律は、 持続性の高い農業生産方式の導入を促進するため の措置を講ずることにより、 環境と調和のとれた農業生産 の確保を図り、 ŧ って農

- 二 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるものめられる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。 2の法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認
- 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定め

(導入指針

- 都道府県は、 7は、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(以下「導入指針」という。)を定めることができる。
- ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。 導入指針においては、
- 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容
- 二前号に 項
- 導入指針にお においては、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に該当す該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事 第一号に該当する農業生産方式の導入を促進するために必要な事項を定めるよう努めるも
- とする。
- 4 都道府県は、 情勢の推移により必要が生じたときは、 導入指針を変更することができる。
- 5 都道府県は 導入指針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入計画の認定)

- 第四条 これを都道府県知事に提出して、 農業を営む者は、 農林水産省令で定めるところにより、 当該導入計画が適当である旨 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計 の認定を受けることができる。 画 (以 下 「導入計画」という。 を作成
- 2 導入計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 持続性の高 い農業生産方式の導入に関する目標

- 前号の目標を達成するために必要な施 設 の設置、 機 (械の購入その 他 の措置に関する事項
- 3 基準に適合するものであると認めるときは、 都道府県知事は、 #道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、||その他農林水産省令で定める事項|| その認定をするものとする。 その導入計 画 が導入指 針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める

# (導入計画の変更等)

- 第五 けなければならない。 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。) は、 当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、 都道府県知事の 認定を受
- 2 :画」という。)に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、都道府県知事は、認定農業者が前条第一項の認定に係る導入計画(前項の規定による変更の ないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の その変更後の もの。 以下 認定導入
- 3 条第三項の規定は、 第一項の認定について準用する。

# (農業改良資金融通法の特例)

が 準用する場合を含む。)の規定の適用については、 であって、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものについての同法第四条(同法第八条第二項において、六条 農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第百二号)第二条の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。)のうち政令で定める種類の資金 指定するものにおい て農業改良措置を実施するのに必要な資金 のに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年)」とあるのは、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣

#### 第七 条 削 除

「十二年」とする。

第八条 国及び 都道府県は、 認定導入計画の達成の ために必要な助言、 指 導、 資 金の融通のあ 0 せ んその他の援助を行うよう努めるものとする。

## (報告徴収

第九条 都道 府県知事は、 認定農業者に対し、 認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

- 第十条
- 2 法 人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業な前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。 その法人又は人の業務に関 前 項の違反行為をしたときは、 行為者を罰 する

ほ か、 その 法 人又は人に対して同 項の 刑を科する。

この 法 附 律は、則 公布  $\mathcal{O}$ 日 から起算して三月を超えない 範囲内に お いて政令で定める日 から施行する。

 $\bigcirc$ 業・農村基本法 (平成十一年法律第百六号)

第四十条

2

3 場法 二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産経営の安定に関する法律 関する法律(平成十二年法律第百十六号)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)、 染病予防法 業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八 する法律 の 審議会は、 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関 米穀の新用途への利用の促進に関する法律 (平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)、食品循環資源の再生利用等の促進に 属させら (昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法 前二項に規定するもののほか、土地改良法 れ た事項を処理する。 (昭和四十年法律第百九号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、 (平成二十一年法律第二十五号)及び都市農業振興基本法 (昭和二十四 年法律第百九十五号)、家畜改良增殖法 (平成二十七年法律第十四号) (昭和二十五年法律第二百 (昭和三十六年法律第百八十三号牛生産の振興に関する法律(昭和 規定により 有機農 卸売市

 $\bigcirc$ 東日本大震災に対処するため 0) 特別の 財 政援助 及び 助成に関する法 律 (平成二十三年法律第四 1十号) 抄

続 性  $\mathcal{O}$ 高 い農業生産方式の導入の促進に関する法律の特 例

第百 V 二十条 被 「十二年」とあるの (害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適一十条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)第六条に規定する資金であって、 持続性の高 は い農業生産方式の導入の促進に関する法律 「「十五年」と、 三年 (特定地域資金にあつては、 五年)」とあるのは 「六年」とする。 適用については、 東日本 大震災によ 同 . 条 中 り著